

【表紙】

【提出書類】

訂正報告書

【根拠条文】

法第27条の25第3項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

TMI総合法律事務所
弁護士 後藤 一光

【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階

【報告義務発生日】

【提出日】

令和2年2月7日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】

【変更報告書提出事由】

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	そーせいグループ株式会社
証券コード	4565
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者/1)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	タイヨウ・ファンド・マネージメント・カンパニー・エルエルシー (Taiyo Fund Management Co. LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

2【提出者(大量保有者/2)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	タイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー (Taiyo Hanei GP, Ltd.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1108、グランドケイマン、フォート・ストリート75、クリフトン・ハウス、アップルパイ・トラスト(ケイマン)・エルティディー気付
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

3【提出者(大量保有者/3)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー (Taiyo Pacific CG LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

4【提出者(大量保有者/4)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	タイヨウ・マキ・ジーピー・エルティディー (Taiyo Maki GP, LTD)

住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1108、グランドケイマン、フォート・ストリート75、クリフトン・ハウス、アップルパイ・トラスト(ケイマン)・エルティエディー気付
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

5【提出者(大量保有者/5)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	タイヨウ・ヒナタ・ジーピー・エルエルシー (Taiyo Hinata GP LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州19808、ウィルミントン、センタービル・ロード2711、スイート400
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	令和元年7月16日 (変更報告書No.6:提出日 令和元年7月23日)
訂正事項	第4 [提出者及び共同保有者に関する総括表] (訂正箇所には下線を付しております。)

訂正前

第4 [提出者及び共同保有者に関する総括表]

1 [提出者及び共同保有者]

- (1) タイヨウ・ファンド・マネージメント・カンパニー・エルエルシー (Taiyo Fund Management Co. LLC)
- (2) タイヨウ繁栄ジーピー・エルティエディー (Taiyo Hanei GP, Ltd.)
- (3) タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー (Taiyo Pacific CG LLC)
- (4) タイヨウ・マキ・ジーピー・エルティエディー (Taiyo Maki GP, LTD)
- (5) タイヨウ・ヒナタ・ジーピー・エルエルシー (Taiyo Hinata GP LLC)

2 [上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳]

(1) [保有株券等の数]

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			5,162,800
新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			

株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 5,162,800
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		5,162,800
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2) [株券等保有割合]

発行済株式等総数(株・口) (令和元年5月14日現在)	V	76,375,936
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T/(U+V)×100)		6.76
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		7.90

(3) [共同保有における株券等保有割合の内訳]

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)
タイヨウ・ファンド・マネージメント・カンパニー・エルエルシー(Taiyo Fund Management Co. LLC)	2,189,400	2.87
タイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー(Taiyo Hanei GP, Ltd.)	1,441,600	1.89
タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー(Taiyo Pacific CG LLC)	1,326,400	1.74
タイヨウ・マキ・ジーピー・エルティディー(Taiyo Maki GP, LTD)	156,200	0.20
タイヨウ・ヒナタ・ジーピー・エルエルシー(Taiyo Hinata GP LLC)	49,200	0.06
合計	5,162,800	6.76

訂正後

第4 [提出者及び共同保有者に関する総括表]

1 [提出者及び共同保有者]

- (1) タイヨウ・ファンド・マネージメント・カンパニー・エルエルシー(Taiyo Fund Management Co. LLC)
- (2) タイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー(Taiyo Hanei GP, Ltd.)
- (3) タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー(Taiyo Pacific CG LLC)
- (4) タイヨウ・マキ・ジーピー・エルティディー(Taiyo Maki GP, LTD)

2 [上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳]

(1) [保有株券等の数]

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			5,113,600

新株予約権証券(株)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 5,113,600
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		5,113,600
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2) [株券等保有割合]

発行済株式等総数(株・口) (令和元年5月14日現在)	V	76,375,936
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T/(U+V)×100)		6.70
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		7.90

(3) [共同保有における株券等保有割合の内訳]

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)
タイヨウ・ファンド・マネージメント・カンパニー・エルエルシー(Taiyo Fund Management Co. LLC)	2,189,400	2.87
タイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー(Taiyo Hanei GP, Ltd.)	1,441,600	1.89
タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー(Taiyo Pacific CG LLC)	1,326,400	1.74
タイヨウ・マキ・ジーピー・エルティディー(Taiyo Maki GP, LTD)	156,200	0.20
合計	5,113,600	6.70